

平成 31 年度

公益財団法人 湘友会奨学財団

## 奨学生募集要項

公益財団法人 湘友会奨学財団

〒251-0021

神奈川県藤沢市鵜沼神明 5-6-10

電話・FAX 0466-50-0386(直通)

Email [shoyukai@cityfujisawa.ne.jp](mailto:shoyukai@cityfujisawa.ne.jp)

URL <https://www.shonan100.jp/foundation005.html>

## 目 次

I. 湘友会奨学財団奨学金について	3
II. 湘友会奨学財団奨学金の概要	4
1. 奨学金の種類及び金額	
2. 出願資格	
3. 成績の要件	
4. 推薦の要件	
5. 奨学金の維持と広報活動への協力	
6. 海外奨学金の給付の停止	
7. 奨学金の給付打切又は助成金交付の打切	
8. 奨学金の返納又は助成金の返納	
III. 出願手続き	7
1. 出願方法	
2. 出願書類	
3. 連帯保証人について	
IV. 世帯の収入基準について(進学奨学金の申請の場合)	10
1. 収入について	
2. 特別控除について	
V. 奨学生になって以降の提出書類	14
1. 毎年提出する書類	
2. 変更があった時に提出する書類	
3. 研修、留学、進学等が終了した時に提出する書類	
VI. 出願書類の確認と出願の様式	15
1. 出願書類チェック表	
2. 願書 (短期海外研修、海外留学、進学)、助成金交付申請書	
3. 奨学生志望理由書 (短期海外研修、海外留学、進学) 助成金交付申請理由書	
4. 推薦書	
5. 本人及び世帯員の所得等に関する調書	
6. 異動届 (身上異動届、奨学生死亡届、連帯保証人変更届)	
7. 短期海外研修報告	

## I. 湘友会（県立湘南高校同窓会）奨学財団奨学金について

2021年、湘南高校は100周年を迎えます。

1921年（大正10年）赤木愛太郎初代校長を迎え、県立湘南中学校として開校したのが始まりです。三位一体（学校・家庭・生徒）の連携のもと、三育一体（智育・徳育・体育）を教育目標に掲げた赤木イズムは、戦前から戦後、現在にいたるまで変わらぬ湘南高校のバックボーンであります。これを受けて文化祭・体育祭・対組対抗など、生徒の自主性を大いに発揮する学校行事も行われてきました。

この湘南高校の歴史は、生徒（卒業生）の歴史であり、教師（先生）の歴史であり、学校（教育環境）そのものの歴史でもあります。自由闊達な生徒たちが、教室から、グラウンドから、あの桶やあの坂道から翔び立ちました。湘南高校はこれまでに各界で活躍する多くの人材を輩出してきました。この日本で、そして世界で活躍する多様で多彩な卒業生たちが、次の世代の湘南生に対し、世界で活躍する有意な人材に育て欲しいという思いを込めて奨学金制度を立ち上げました。

奨学金制度の支援内容は、海外研修・留学生への支援と経済的理由での進学困難者への支援等があり、いずれも返済の義務はありません。

短期海外研修奨学金は、研修に参加する在学生に対して、公募により参加費用の一部を給付するものです。湘友会ではこれまでに海外研修旅行を実施してきましたが、これとは別に、海外の大学で開催される研修プログラムなどへの参加費用の一部を給付するものです。さらに発展途上国でのフィールドワークやスポーツ・芸術の分野での海外研修受講なども支援の対象になります。

また、海外留学奨学金は留学する在学生および卒業生に対して公募により留学費用の一部を給付するものです。海外留学では様々な障壁がありますが、湘友会では、これらの負担を少しでも軽減するために、グローバル＝サポーターズ制度(卒業生によるグローバル人材育成支援)を発足させて支援を行っております。

進学奨学金は、家計が厳しい湘南高校の在学生及び卒業生(卒業後2年以内の者)に対して、公募により進学する際の入学金などの進学費用の一部を給付するものです。

以上、奨学金制度の概要を記しましたが、これから大きな課題に勇敢に挑戦する気概をもった皆さんが、この奨学金制度を積極的に活用し、自らを鍛えて大きく成長されることを期待しております。

湘友会奨学財団理事長 上野 孝

## II. 湘友会奨学財団奨学金の概要

### 1. 奨学金の種類及び金額

#### (1) 奨学金給付

##### ア 短期海外研修奨学金

湘南高校の在學生でサマーセミナー、スポーツ試合や芸術コンクール参加、短期レッスン受講など短期海外研修する者に対して、研修費用の一部を給付  
(20万円以内)

##### イ 海外留学奨学金

湘南高校の在學生又は卒業生(卒業後2年以内の者)で海外の学校やスポーツ芸術等に関する留学やフィールドワークをする者に対して、留学等の費用の一部を給付  
(50万円以内)

##### ウ 進学奨学金

経済的理由で国内の大学への進学が困難な在學生及び卒業生(卒業後2年以内の者)に対して、進学資金の一部を給付  
(50万円以内)

#### (2) 助成金交付

国際的社會で活躍し得る人材育成に関わる活動への助成(上記奨学金以外)

- ・湘南高校の在學生で、TOEFL等検定試験、「外国語でのディベート大会」への参加等をする者への費用の一部助成  
(合計150万円以内)

※理事長が定める時期に、奨學生に一括して給付又は交付する。

### 2. 出願資格

#### (1) 短期海外研修奨学金については湘南高校の在學生。

海外留学奨学金については湘南高校の在學生又は卒業生(卒業後2年以内の者)。

進学奨学金については湘南高校の在學生又は卒業生(卒業後2年以内の者)。

助成金については湘南高校の在學生。

#### (2) 学業成績が優良で、かつ、健康状態が修学に耐えられると認められる者。

#### (3) その他上記に準ずる者として、理事長が認めた者。

#### (4) 進学奨学金については日本學生支援機構の貸与型奨学金(第二種)の基準をみたしている者。

### 3. 成績の要件（5段階評価に換算して算出します）

海外留学奨学金の申請者は高校の学習成績の全教科の平均が3.5以上であること。

（判定期間：在学生の場合は最新、新入生は中学卒業時、卒業生は卒業時の評定を用いる）

### 4. 推薦の要件

推薦者は下記3点を確認し、推薦書に記入する。

#### (1) 成績について

「3 成績の要件」を満たしていること。

#### (2) 人物について

学習活動その他生活全般に通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められる者で、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者。

#### ※評価の留意点

ア 学習意欲のあるものであること

イ 留年や仮進級していない又その恐れのないこと

ウ 停学等処分を受けていないこと

エ 性向不良等、学校内の規律を乱す行為を行っていないこと

※人物については、推薦者(または推薦者から委任を受けたもの)が必ず面談を行って評価する。

#### (3) 健康について

修学に十分耐え得ると認められる者。

※海外留学奨学金については、健康であることの証明書(健康診断書や学校の健康診断票等の写等)の提出が必要である。

### 5. 奨学金の維持と広報活動への協力

(1) 奨学生には奨学金の返還義務はないが、奨学金制度の維持のため、学校を卒業し収入を得るようになったら奨学財団への寄付に努めるものとする。

(2) 奨学生は本財団の奨学金の有効性を広く知らせるための広報普及活動に積極的に協力するものとする。

## 6. 海外留学奨学金の給付停止

海外留学奨学生が休学し、又は、停学の処分を受けたときは、その事由の発生した日の属する年の翌年分から復学した日の属する年の前年分までの海外留学奨学金の給付を停止する。

この場合において、これらの年の分として既に給付された奨学金がある時は、その海外留学奨学金は当該奨学生が復学した日の属する年以後の分として給付されたものとみなす。

奨学生が、正当な理由がなく在学証明書等を提出しないときは、奨学金の給付又は助成金の交付を行わないことができる。

## 7. 奨学金の給付打切又は助成金の交付打切

次の各号の一に該当する事由が生じたときは、奨学金の給付又は助成金の交付を打ち切るものとする。

- (1) 奨学生が学校を退学、又は死亡したとき
- (2) 奨学生が病気等の理由により修学等が困難と認められたとき
- (3) 偽りの申請、その他の不正な手段によって給付または交付を受けたとき
- (4) 前3号のほか、理事長が奨学生として適当でないとするとき

## 8. 奨学金の返納又は助成金の返納

奨学生が偽りの申請、その他の不正な手段によって給付または交付を受けたときは給付した奨学金又は助成金の返納を求めることができる。

### Ⅲ. 出願手続き

#### 1. 出願方法

奨学金の種別ごとに出願時期(締切)を設ける

提出先

奨学財団事務局宛

#### 2. 出願書類

##### (1) 奨学生願書等

- ・奨学生願書(種別毎の様式)
- ・奨学生志望理由書(助成金は不要)
- ・合格通知書の写し(短期海外研修奨学金と助成金は不要)

##### (2) 成績証明書 (海外留学奨学金の場合)

##### (3) 推薦書

- ・推薦者 湘南高校校長
- ・推薦内容 「【Ⅱ】4 推薦の要件」による

##### (4) 本人及び世帯員の所得等に関する調書等(進学奨学金の場合)

- ・本人及び世帯員の所得等に関する調書

総所得金額等、収入基準については「日本学生支援機構の貸与型奨学金(第二種)」の基準を準用する。

- ・住民票
- ・所得証明書(市町村民税課税証明書、非課税証明書)

出願者と生計を一にする世帯員のうち出願者を扶助する者の直近の所得証明書

##### (5) 「特別控除」を証明する書類 (進学奨学金の場合)

世帯に下記の表に該当する方がいる場合は「認定総所得金額」算定の際、特別控除

を受けることができますので、その内容を証明する書類を提出してください。

障害者のいる世帯	障害者手帳の写し等
長期療養者のいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去一年間の医療費、治療器具等の購入費、通院のための交通費等の領収書の写し</li> <li>＊所得税の高額医療の控除を受けている場合は、源泉徴収票又は市町村長の発行する市町村住民税の特別徴収額の通知の写し、及び願書2ヶ月間の領収書の写しでも可</li> </ul>
主たる家計維持者が別居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与明細書の写し、住居の賃貸契約書の写し等</li> <li>・住民票</li> </ul>
火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害への対応のための借入金又は返済に係る書類の写し</li> <li>・被災証明書等</li> </ul>
出願者が大学、短大に在学している場合	<p>本年度の授業料年額(施設費は除く)を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項等、授業料年額が記載された頁の写し</li> </ul>
高校生以上の就学者のいる世帯	<p>在学を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書、通学証明書、学生証の写し</li> </ul>

※ 願書の提出に当たっては内容、提出書類をよく確認して下さい。「特別控除」を証明する書類がないと控除できませんので御注意ください。

成績、世帯の収入等が基準を満たしていない場合や、提出書類に不備がある場合には奨学金を交付又は給付することができません。

また提出された書類は採用、不採用にかかわらず返却しません。

### 3. 連帯保証人について

海外留学奨学金、進学奨学金の出願には、連帯保証人を1名必要とする。

連帯保証人は願書の内容を確認して、応募者と連署捺印する。

出願時に連帯保証人が未定の場合には願書の余白に未定の旨を記入して、奨学金の給付までの間に連帯保証人を決めて、必要書類への記名押印を済ませてください。

#### (1)連帯保証人の要件について

出願時に成年で独立の生計を営み、60歳未満の方で成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない方

(出願者が未成年の場合は、親が連帯保証人にはなれない。また配偶者や結婚する予定の方も除きます)

#### (2)必要な書類

連帯保証人の住民票(6カ月以内に交付されたもの)と直近の所得証明書(「市町村民税」課税証明書)

#### IV. 世帯の収入基準について（進学奨学金の申請の場合）

出願者の属する世帯の1年間の「認定総所得金額」が「収入基準額」（表1）以下であることを基準とします。

##### 1. 収入について

###### (1) 認定総所得金額について

認定総所得金額の算定式は次の通りです。

$$\text{認定総所得金額} = \text{総所得金額} - \text{特別控除額} \quad (\text{万円未満は切り捨て})$$

※認定総所得金額とは世帯の1年間の「総所得金額」から「特別控除額」を除いた金額をいいます。

###### (2) 総所得金額について

「総所得金額」とは、その世帯の金銭・物納などの1年間の総収入金額から必要経費を控除した金額をいいます。

##### ※留意点

① 父母など出願者を保護又は扶助している者の所得金額を合計し「総所得金額」とします。

出願者を保護又は扶助していない者の所得金額は含みません。

② 出願者本人に収入がある場合は、その所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。

③ 出願者の配偶者等に収入がある場合はその所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。

④ 2人以上に収入がある世帯については、それぞれの所得金額の合計を「総所得金額」とします。

⑤給与所得(年金を含む)の場合について

◇給与所得の場合、次の式により計算した金額とします。

$$\text{総所得金額} = \text{給与収入金額} - \text{控除額}$$

(万円未満切り捨て) (万円未満切り捨て)

給与収入金額	控除額
298 万円以下	年間収入金額と同額
299 万円以上 400 万円以下	給与収入金額×0.2+238 万円
401 万円以上 781 万円以下	給与収入金額×0.3+198 万円
782 万円以上	432 万円

※給与収入金額については、「所得証明書」、「市民税、県民税の特別徴収税の通知書」の「給与収入金額」欄に記載された金額となります。

⑥同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと⑤により計算します。

⑦同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与所得については⑤により計算し、給与所得以外の所得金額と合計した金額とします。

(3)収入基準額について

世帯の収入基準額は次のとおりです。

表1 収入基準額

世帯人数	収入基準額
1人	128万円
2人	203万円
3人	236万円
4人	256万円
5人	275万円
6人	290万円
7人	304万円
8人以上は1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する	14万円

## 2. 特別控除額について

次の表2の1と表2の2の項目に該当がある場合は、10頁の1(2)で得た「総所得金額」から更に各特別別控除額（万円未満切捨）を控除して10頁の(1)の「認定所得金額」とします。

該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、これらの控除額を合わせて控除します。

### (1)世帯主を対象とする特別控除額

表2の1 世帯主を対象とする特別控除額表

特別の事情	特別控除額				
母子・父子世帯	49万円				
就学者のいる世帯(本人の控除は表2の2による)児童・生徒・学生1人につき	小学校	30万円			
	中学校	46万円			
			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校		国・公立	35万円	57万円
			私立	57万円	78万円
	高等専門学校	1～3年次	国・公立	35万円	57万円
			私立	57万円	78万円
		4,5年次・専攻課	国・公立	40万円	62万円
			私立	66万円	88万円
	大学		国・公立	67万円	116万円
			私立	111万円	159万円
	専修学校	高等課程	国・公立	35万円	57万円
			私立	57万円	78万円
専門課程		国・公立	25万円	71万円	
		私立	79万円	123万円	
障害者のいる世帯	障害者1人につき 99万円				
長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし71万円を限度とする。				
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				

### ※留意点

#### ①障害者のいる世帯

障害のある人の医療費で「長期療養者」の該当する場合は、併せて控除することができます。

②長期療養者のいる世帯

出願時において継続して2年以上の療養を必要とする者の医療費(診療代、治療代、医薬品代等)、治療及び療養に係る器具代、通院のための交通費、世帯員以外の者に支払う介護費等とします。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額、その他により補てんされる金額は除きます。

③主たる家計支持者が別居している世帯

主たる家計支持者が就労のため別居している世帯で、出願後も1年以上別居が継続する見込みであること。別居地の住居費、光熱水道費、別居地と主たる住居地間の交通費等とします。

ただし、勤務先から補てんされる金額、家具、電気器具、家事用品購入費等の一時的な支出は除きます。

(注)「主たる家計支持者」とは、「申込者本人の生計を維持する者のうち、父もしくは母、又は父母に代わって生計を維持する者」とする。(父母のいずれか1人でも別居した場合対象)

④火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯

出願時の前年から出願時まで、災害等により日常生活を営むために必要な資材又は生産手段に被害を受け、長期(2年以上)にわたって支出が増加又は収入が減少する場合の年間金額とします。ただし、保険、損害賠償等により補てんされた金額は除きます。

⑤自宅通学・自宅外通学

自宅・自宅外の別は、原則として住民票の住所で判断します。

(2)出願者を対象とする特別控除額

表2の2 出願者を対象とする特別控除額表

高等学校に在学または高等学校を卒業した者			67万円
大学に在学している者	国・公立	自宅通学	28万円
		自宅外通学に授業料年額を加えた額	72万円
	私立	自宅通学	44万円
		自宅外通学に授業料年額を加えた額	87万円

※留意点 「授業料年額」とは在学している大学の初年度の授業料年額(万円未満切捨)とし、入学金、施設料その他臨時または個別に徴収される費用は除きます。

## V 奨学生となって以降の提出書類

### 1. 毎年提出する書類

#### (1) 「在学証明書」

毎年4月上旬に在学する学校から新年度の「在学証明書」を取得して提出してください。  
在学証明書により在学を確認して当該年度の奨学金の支給を開始します。

提出されない場合は、給付を停止（または返納手続きの開始）します。

なお「学生証」の写しは認められません。

### 2. 変更があった時に提出する書類

#### (1) 「身上異動届」(様式9号)

奨学生本人及び連帯保証人の住所、電話番号等の連絡先、氏名に変更があった場合は、速やかに提出してください。

#### (2) 「奨学生死亡届」(様式10号)

#### (3) 「連帯保証人変更届」(様式11号)

連帯保証人が死亡したとき、その他やむを得ず変更の必要がある場合は、直ちに別の連帯保証人を立てて連署の上、提出してください。(新連帯保証人の6か月以内に交付された住民票、直近の所得証明書を添付してください。) なお、連帯保証人の変更は審査の結果認められない場合があります。

### 3. 研修、留学、進学等が終了した時に提出する書類

#### (1) 短期海外研修報告書(様式12号)

短期海外研修奨学金の給付に当たって、報告書の提出を求められた場合に研修が終了したら研修目的の達成度や成果の展開方法を記して提出してください。

## VI. 出願書類の確認と出願の様式

### 1. 出願チェック表

### 2. 願書

- (1) 様式1号 湘友会奨学財団 短期海外研修奨学金願書 (片面)
- (2) 様式2号 湘友会奨学財団 海外留学奨学金願書 (片面)
- (3) 様式3号 湘友会奨学財団 進学奨学金願書 (片面)
- (4) 様式4号 湘友会奨学財団 助成金交付申請書 (片面)

### 3. 志望理由書

- (1) 様式5号 奨学生志望理由書 (片面)
- (2) 様式6号 助成金交付申請理由書 (片面)

### 4. 推薦書

様式7号 推薦書 (片面)

### 5. 本人及び世帯員の所得等に関する調書

様式8号 本人及び世帯員の所得に関する調書 (片面)

### 6. 奨学生となって以降の提出書類

- (1) 様式9号 身上異動届 (片面)
- (2) 様式10号 奨学生死亡届 (片面)
- (3) 様式11号 連帯保証人変更届 (片面)
- (4) 様式12号 短期海外研修報告書 (片面)

## 出願書類チェック表

出願にあたっては提出書類を確認し、不足がないように注意して下さい。

提出書類	奨学金種別の必要書類			
	短期海外研修 奨学金	海外留学 奨学金	進学奨学金	助成金
1奨学生願書 (1)奨学生願書(様式1号,様式2号,様式3号,様式4号) 連帯保証人が署名していますか? (2)助成金交付申請書(様式4号) 出願者本人が記入し、押印署名しましたか? (未成年者は保護者の署名捺印も必要です)	様式1号	様式2号 ○	様式3号 ○	様式4号
2奨学生志望理由書(様式5号) 助成金交付申請理由書(様式6号)	○ -	○ -	○ -	- ○
3推薦書(密封されたもの)(様式7号)	○	○	○	○
4健康であることを証明する書類 健康診断書又は学校の健康診断票等の写に学校長の原本証明を付したのもの等 5住民票(世帯員全員、本籍、続柄が記載されたもの) 6 カ月以内に交付されたものですか?	- -	○ ○	- ○	- -
6成績証明書(密封されたもの)	-	○	-	-
7進学、留学を証明するもの(合格通知など) 進学先が決定している場合は必ず提出してください	-	○	○	-
8本人及び世帯員の所得等に関する調書(様式8号) 氏名や生年月日の記入もれはありませんか	-	-	○	-
9所得証明書 直近の内容のものですか?源泉徴収票は不可 無収入の場合も添付されていますか? 年金の支払い証明は添付されていますか?	-	-	○	-
10特別控除に係る証明書(該当者のみ) 本人が大学等の在學生は授業料を証明する書類 兄弟姉妹の在学証明書、通学証明書、学生証の写し	-	-	○	-

(注)海外留学2年目以降の場合、必要書類は下記の通りです。

奨学金願書 様式2号の連帯保証人及び保護者の欄は記載不要  
成績証明書,在学証明書,近況報告(レポートと写真),  
奨学金振込先の本人口座が分かる書類(通帳のコピーか画像)

年 月 日

ふりがな

申請者氏名

印

## 湘友会奨学財団短期海外研修奨学金願書

申請者情報	所属 (学年、クラス)
	住所 〒
	電話                      自宅                      携帯                      FAX
	E-mail アドレス
研修の名称	
研修実施期日	
研修実施機関	
研修実施場所	
研修参加費用	
研修内容(パンフレット等があればコピーを1部添付してください)	
成果の発表・普及/展開方法(発表会、報告書、HP掲載など)	

## 湘友会奨学財団海外留学奨学金願書

ふりがな			
氏名		年 月 日生	
住所 〒			
電話	自宅	携帯	
留学先(学部学科まで)又は留学2年目以降の在籍校(学年学部科等まで)			修業年限 年
<p>私は湘友会奨学財団留学奨学金の給付を受けたいので出願します。                  なお、採用された場合には、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに奨学金の返納の事由が生じた際には、遅滞なく返納することを誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 印</p> <p style="text-align: center;">本人氏名</p> <p>私は、上記の者に給付される湘友会奨学財団留学奨学金に係る返還事由が生じた際の返納債務について連帯して責任を負います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 印</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人氏名</p> <p>(宛先) 財団法人湘友会奨学財団理事長 様</p>			
連帯保証人	住所	〒 電話	
	本人との関係	生年月日	
保護者 ※本人が未成年者 の場合	住所	〒 電話	
	氏名	印	本人との関係

※保護者とは親権を行うもの又は未成年後見人のことを言います。

(注)留学2年目以降の継続申請の場合、連帯保証人及び保護者の記載は不要です。

本人印はサインも可です。

## 湘友会奨学財団進学奨学金願書

ふりがな

氏名

年 月 日生

住所 〒

電話

自宅

携帯

進学先(学部学科まで)

修業年限

年

私は湘友会奨学財団進学奨学金の給付を受けたいので出願します。

なお、採用された場合には、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに奨学金の返納の事由が生じた際には、遅滞なく返納することを誓います。

本人氏名

年 月 日

印

私は、上記の者に給付される湘友会奨学財団進学奨学金に

係る返還事由が生じた際の返納債務について連帯して責任を負います。

連帯保証人氏名

年 月 日

印

(宛先)

財団法人湘友会奨学財団理事長

様

連帯保証人

住所

〒  
電話

本人との関係

生年月日

保護者

※本人が未成年者  
の場合

住所

〒  
電話

氏名

印

本人との関係

※保護者とは親権を行うもの又は未成年後見人のことを言います。

様式 4 号

		年 月 日			
		ふりがな			
		申請者氏名			印
<b>湘友会奨学財団助成金交付申請書</b>					
申請者情報	所属 (学年、クラス)				
	住所 〒	自宅		携帯	FAX
	電話				
E-mail アドレス					
助成対象事業名					
事業の実施期日					
事業の実施機関					
事業の実施場所					
事業の参加費用					
事業参加のための交通費 (宿泊が必要な時は宿泊費)					
事業の内容(パンフレット等があればコピーを 1 部添付してください)					

## 奨学生志望理由書

<b>奨学生志望理由書</b>			
(ふりがな)	氏 名	年 月 日	生 歳
在学	年 組		
卒業	年卒業		
研修の名称(短期海外研修奨学金)		決定	
または		未定	
進学志望校学部学科(進学奨学金及び海外留学奨学金)			
志望理由			

## 助成金交付申請理由書

(ふりがな)

氏 名

年 月 日生

歳

在学

年 組

助成金の対象となる事業名

助成金交付申請理由



様式 8 号

本人及び世帯員の所得等に関する調書(表面)

1 世帯の収入及び控除の状況

(1)本人の状況

本人	氏名	生年月日	年齢	国公立	学校名	在学		
		年 月 日				年 年卒		
	志望校 ※出願時の志望校と合否・今後の日程について記して下さい。							
	第一志望校		第二志望校		第三志望校			
	決定 未定 試験日 発表日		試験日 発表日		試験日 発表日			
	総所得金額	所得の種類(給与事業年金その他)	特別控除額	備考		事務局記入欄		
万円		万円						

(2)就学者を除く世帯員の状況

続柄	氏名	生年月日	年齢	総所得金額	所得の種類 (給与 事業 年金その他)	特別 控除額	備考	事務局 記載欄
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						

(3)就学者の状況

続柄	氏名	生年月日	年齢	国公立	学校名・学年	特別 控除額	備考	事務局 記載欄
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						

注 1 本人に収入がある場合は総所得金額を記入してください。

注 2 生計を一にする世帯員全員を記載してください。総所得の金額は「IV世帯の収入基準について」(2)により計算した父母など本人を保護又は扶助している者及び本人の配偶者等、全員の総所得金額を万単位(千円以下切り捨て)で記入し、右の欄の所得の種類を記入してください。その他は不動産所得、退職所得、雑所得(年金を除く)などです。

注 3 別居の場合は備考欄に住居地を記入してください。

本人及び世帯員の所得等に関する調書(裏面)

2 特別控除の対象となる事項(障害者、長期療養、単身赴任、災害等の事情)

特別控除の対象となる事象			
年間の支出額 増減額計算	万円	年間の収入減 増減額計算	万円
事務局記載欄			

注 「世帯の収入基準について」の「特別控除額」のうち、「障害者」「長期療養者」「主たる家計支持者の別居」「火災等の被害」に該当する場合、その事情を「特別控除の対象となる事情」欄入に記入し、そのための年間の支出額の増加又は収入額の減額の根拠を記入してください。

3 その他特別な事情

事務局記入欄	
--------	--

注 給付を希望する特別な事情があれば記入してください。

様式9号

## 身上異動届

以下の項目に異動があったので届出いたします。

年 月 日

ふりがな

氏 名

奨学金/助成金種別

(短期海外研修,海外留学,進学,助成金から選択してください)

異動のあった項目だけ記入してください

		異動前	異動後
奨学生本人	住所	〒	〒
	連絡先(電話番号)		
	ふりがな 氏名		
連帯保証人	住所	〒	〒
	連絡先(電話番号)		
	ふりがな 氏名		



様式 11 号

## 連帯保証人変更届

年 月 日

連帯保証人を変更いたしたく届け出致します。

ふりがな

氏 名

印

私は、上記の者に給付される湘友会奨学財団 海外留学奨学金又は進学奨学金に係る返納事由が生じた際の返納債務について連帯して責任を負います。

年 月 日

連帯保証人氏名

印

住所 〒

電話

本人との関係

連帯保証人の生年月日

## 短期海外研修報告

研修目的の達成度や成果の展開方法などを記入してください。

年 組 (報告書提出時点)	氏名 (ふりがな)

スペースが足りないときは最後の行に<次ページに続く>と記して紙を追加して記入してください。